

株式会社豊田自動織機刈谷工場の周辺にお住まいの皆様へ

井戸水の飲用状況の調査について

令和7年6月30日（月）、株式会社豊田自動織機刈谷工場（刈谷市豊田町二丁目1番）の土壤汚染について愛知県に報告がありました。

土壤汚染対策法に基づいて、この土壤汚染が確認された区画を土壤汚染区域に指定します。これらの区域を指定するにあたり、周辺地域の地下水の利用状況を確認する必要があります。

つきましては、井戸水を飲用水として利用されている方がおられましたら、お手数ですが、10月10日（金）までに下記①までご連絡いただきますようお願いいたします。

また、飲用には水道水を使用し、井戸水は洗濯水や庭の散水などに使用するようお願いいたします。

なお、土壤汚染に関するお問い合わせについては、下記②までご連絡ください。

お問合せ先・連絡先

① <地下水の飲用に関すること>

刈谷市 産業環境部 環境推進課

電話：0566-62-1017（ダイヤルイン）

ファックス：0566-24-3481

② <土壤汚染に関すること>

愛知県西三河県民事務所 環境保全課 環境保全第二グループ

電話：0564-27-2876（ダイヤルイン）

ファックス：0564-26-2228

※受付時間：平日の午前9時から午後5時

株式会社豊田自動織機刈谷工場における土壤汚染の概要

➤ 土壤汚染があった場所

株式会社豊田自動織機刈谷工場の事業所敷地（刈谷市豊田町二丁目1番の一部）

➤ 調査結果

○土壤溶出量基準^{注1}を超過した特定有害物質及び測定結果

・第一種特定有害物質

| 特定有害物質名 | 測定結果 最大値 | 土壤溶出量 基準 | 基準超過土壤 検出深度 | 超過地点数 /調査区画数 ^{注2} |
|--------------|-------------------------------------|------------------|----------------|-------------------------------|
| クロロエチレン | 0.0070 mg/L (3.5倍) ^{注1} | 0.002 mg/L 以下 | 4~7m 8~9m | 2/2 |
| 1,2-ジクロロエチレン | 0.97 mg/L (24倍) | 0.04 mg/L 以下 | 6~7m 8~10m | 2/2 |
| トリクロロエチレン | 0.22 mg/L (22倍) | 0.01 mg/L 以下 | 6~7m | 1/2 |

・第二種特定有害物質

| 特定有害物質名 | 測定結果 最大値 | 土壤溶出量 基準 | 基準超過土壤 検出深度 | 超過区画数 /調査区画数 |
|------------|--------------------|----------------|----------------|-----------------|
| ふつ素及びその化合物 | 1.5 mg/L (1.9倍) | 0.8 mg/L 以下 | - | 8/22 |

注1：() 内は土壤溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

なお、地下水汚染の拡散防止のため、揚水施設による汚染地下水の回収を実施しており、敷地外への拡散のおそれはありません。

土壤汚染に関する事業者問合せ先：株式会社豊田自動織機 電話 0566-22-2511

注 土壤溶出量基準…汚染土壤から特定有害物質が地下水に溶出し、その地下水を飲用することによる健康影響を考慮して設定されています。